

アジアの金融センターへ、簡素な参入手続きや税制措置を検討

官民連携で海外の金融事業者・高度金融人材を呼び込む

金融庁 総合政策局 政策立案総括審議官
井藤 英樹

今般、金融庁では日本をアジア・世界の国際金融センターに復権させる取り組みを重要施策と位置付け、包括的に取り組むこととした。日本市場がアジアの金融センターの中核として発展していくことで、世界中から人材・情報・資金が集積する国際金融都市となり、ひいては日本における雇用・産業の創出や経済力の向上につながると考えられる。本稿では、その狙いや今後の取り組み方針について解説する。

バブル崩壊以降に日本の地位が低下

バブル景気が絶頂だった 1980 年代末、東京はニューヨーク、ロンドンと並ぶ3大国際金融センターと言われたが、バブル崩壊以降その相対的な地位が低下し、96 年の「日本版ビッグバン」に際して「わが国においても、21 世紀を迎える5年後の 2001 年までに、不良債権処理を進めるとともに、わが国の金融市場がニューヨーク・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す」とされた。しかし、その後の香港、シンガポール、上海といった新たな国際金融都市の台頭もあり、近年は香港、シンガポールに次ぐアジアの3番手という位置付けにされることも多い。

近年、さまざまなテクノロジーが加速度的に進展し、金融の在り方にも急速な変化が生じていたが、足元ではコロナ禍を含めた国際経済社会の情勢の変化がより一層金融にインパクトを与えている。身近なところでは、コロナ禍への対応に伴い、テレワークやリモート会議、インターネットによる金融取引が進展した。これにより、金融を含めたビジネスにおいて、拠点の分散が従前より容易になることが考えられる。また足元では、さまざまな地政学的リスクやコロナ禍を始めとする災害リスクが顕在化しているが、これらのリスクは今後も対応が必要と考えられるし、現在では認識されていない新たなリスクへの対応が求められるかもしれない。

それにより、金融を含むビジネスの拠点設立に当たっては、従前のように効率性を追求した「集中」の観点だけでなく、変化への対応力・強靭性を考慮して分散させ、それらを有機的に連携させて運営する動きが出てくることも考えられる。

日本が国際金融センターの機能を持つ意義

以上を踏まえると、国際的な金融ビジネスが集積する拠点、すなわち国際金融セン

ターの在り方も、効率性を追求して1カ所に集中するだけではなく、いくつかの有力拠点が分散し、連携することで変化への対応力・強靱性を持たせる方向に動いていく可能性が高いのではないだろうか。

現在、アジア太平洋地域には、香港、シンガポール、上海などの国際金融都市が存在するが、このような観点からは、日本も国際金融センターの一つとしてこれまでに以上に高い機能を有し、その役割を果たすことがアジア・世界の金融資本市場の安定性・強靱性を高め、ひいては国際経済社会の発展に貢献することにつながり得ると考える。また、日本が国際金融センターの機能を高めることは日本経済・社会の成長・発展にも貢献すると考えられる。

金融庁では近年、資産運用業の高度化を重要な政策課題の一つと位置付け、取り組みを進めている。本稿では具体的な取組内容の解説は割愛するが、その問題意識は次のとおりである。

金融行政の目標は、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指していくことにある。その実現に当たっては、日本の1900兆円もの家計金融資産が、投資商品の販売会社、アセットオーナー、資産運用会社、運用が行われる場である市場、投資対象となる企業の一連の流れ(インベストメント・チェーン)を通じて日本経済や世界の経済成長に効果的に活用され、企業価値の向上に貢献するとともに、収益の果実を家計にもたらずという資金の好循環が必要になる。

資産運用会社はこのインベストメント・チェーンの中でもとりわけ重要な地位を占めていることから、日本における資産運用業の高度化が金融行政における重要課題となっている。

海外からレベルの高い金融事業者、高度金融人材を日本に呼び込むことは、この懸案事項である日本の資産運用業の高度化に寄与する。レベルの高いプレーヤーが参入すれば、金融ビジネスの量的拡大も望める。また、コンプライアンス、リスク管理、システム、財務、人事総務といったミドルオフィス・バックオフィス部門を呼び込めれば雇用の拡大も見込め、これらの運営を支える法務、財務、システム等の関連事業の拡大という間接的な効果も期待できる。質的にも、日本の金融ビジネスの国際化や、スキルの高い金融人材の集積を通じた日本国内の顧客向けの金融サービスの高度化につながることが期待される。結果として、インベストメント・チェーンを通じた資金の好循環を実現し、国民のより良い資産形成の実現や、日本経済・社会の成長や発展に貢献できると考えられる。

金融庁の主な取組方針

こうした観点から、現在の国際経済社会の情勢変化を捉え、日本がアジア・世界の国際金融センターとしての機能を確立すべく、取り組みを抜本的に強化すべきであるとの議論が行われている。今年7月17日に閣議決定された「骨太の方針」や「成長戦

略フォローアップ」で「世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立」について明記されるなど、政府の重要施策の一つとして位置付けられている。

金融庁では、今年8月に公表した 2020 事務年度の金融行政方針「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」において、「日本市場がアジアにおける国際金融の中核的な拠点の一つとして発展していけるよう、海外金融機関も含めた関係者と十分にコミュニケーションを取りつつ、金融・資本市場の魅力向上させ、海外金融機関・専門人材の受入れ環境整備を一層加速させていく」ことを明記している。

香港、シンガポール、上海などの国際金融都市と比較した日本の強みとしては、生活物価・オフィス価格の安さ、治安の良さ、国内の経済・資産規模などが指摘されてきた。一方で、弱みとしては、英語による行政対応や生活環境の不十分さ、税金の高さ、専門人材の層の薄さといった点が指摘されている。

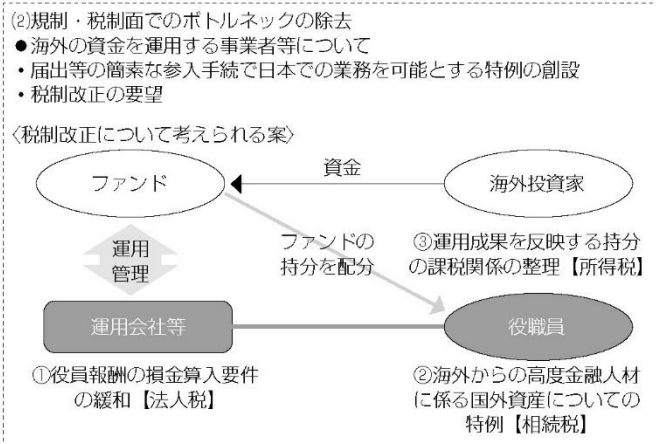
日本を国際金融センターとして確立させるには、日本の持つ強みは引き続き強化してアピールするとともに、弱みと指摘される点を可能な限り改善することで、日本の金融資本市場の魅力を総合的に高めていくことが必要である。こうした考えに基づき、金融庁では今後、次のような施策に取り組んでいく方針である(図表)。

〔図表〕

- (1)金融行政の英語化
- 海外の金融事業者が日本に参入しやすくするため、登録審査・監督業務等を英語で迅速に行うための機構・定員を要求。
 - 英語対応については、来年度を待たず、本年度中に可能なことから対応開始予定。
- (3)その他の課題への対応
- 各省庁と連携しつつ、入国・在留資格制度や、生活環境（医療、教育等）の整備等について検討

(出所) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第1回事務局説明資料から抜粋。

金融庁の主な取組方針



まず、海外の金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための施策として、海外の資金を運用する事業者等について届け出等の簡素な参入手続で日本での業務を可能とする特例を創設することを検討する。具体的には、後述する金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、次のような観点から議論が開始されている。

■ファンドの投資家(顧客)が主として外国法人や外国居住の個人であることに着目した上で、そういったファンドの運用業を新たな類型と捉え、簡素な参入手続で日本での業務を可能とする制度が考えられないか

■海外の資金のみを運用する海外事業者について、日本で(右記を含む)本登録等を得る前に、海外での業務実績(トラック・レコード)や海外当局による監督等を受けていることを勘案し、一定の期間参入を認めることが考えられないか

また、税制面の措置を設けることも検討する。9月末に 21 年度税制改正要望を行ったところであり、現在、税制改正プロセスの中で議論を行っているが、香港やシンガポールのみならず欧米等の状況にも鑑み、例えば次の点について検討することが考えられる。

■ファンドの運用会社等における役員報酬ルールの損金算入要件の緩和(法人税)

■海外からの高度金融人材に係る国外資産についての特例(相続税)

■ファンドの運用成果を反映する持分についての課税関係の整理(所得税)

さらに、外資系運用会社等の登録審査およびモニタリングを英語で行うとともに、登録の迅速化を図る体制を整備するため、9月末に 21 年度の機構・定員要求も行っている。今後調整していくこととなるが、金融行政の英語対応は喫緊の課題であり、できる限り早く対応していきたい。

加えて、海外の金融事業者・高度金融人材を日本に呼び込むには、高度金融人材のみならず、それを支えるバックオフィス・ミドルオフィスなどのサポート人材や、その家族にとっても日本がビジネスや生活をしやすい国であることが求められる。そのため、各省庁と連携しつつ、入国・在留資格制度や生活環境(医療、教育等)の整備等についても検討を行っていきたい。

なお、ビジネス・生活環境の整備・サポートに当たっては、実際に海外の人材がビジネス拠点を構え居住する地方自治体による取り組みも欠かせない。これまで取り組みを進めてきた東京のさらなる進展は期待されるが、他の地域でも具体的な取り組みを進める自治体があれば、積極的に連携していきたい。

日本市場への高い信頼も不可欠

以上述べてきたが、個々の取り組みがバラバラに行われているのでは海外の金融事業者・高度金融人材にアピールすることは難しい。そのため、官民が連携し、海外の金融事業者・高度金融人材にとって必要な情報やサービスをシームレスに提供することによって、外国人による円滑な拠点開設を支援していく環境を整備することが重要と考えている。

また、数十年前のイメージから現在も物価が高いと認識されているケースがあるなど、日本の現状について誤解があることも事実である。そのため、関係者とも協力して効果的なプロモーションを行い、誤解を払拭するとともに、新たな取り組みについては積極的に周知し、わが国に対する認識をポジティブなものに変えていくことも必要である。

なお、国際金融センターとして海外からの投資家や金融機関の受け入れを促進す

るためには、前述のような参入やビジネス・生活環境の整備だけではなく、日本市場それ自体を国内外の投資家にとって魅力的なものにし続けていくことが不可欠である。

9月11日に開かれた金融審議会の総会で、「コロナ後の新たな経済社会を見据え、わが国資本市場の一層の機能発揮を通じた経済の回復と持続的な成長に向けて、投資家保護に配慮しつつ、成長資金の供給、海外金融機関等の受入れに係る制度整備、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等について検討を行うこと」とされ、10月12日に「市場制度ワーキング・グループ」の第1回が開催された。今後、「成長資金の供給の在り方」「海外金融機関等の受け入れに係る制度(前述)」「金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等の在り方」といった論点について、活発な議論が行われる予定である。

また、日本の資本市場のインフラへの高度な信頼も欠かせない。22年4月に予定している市場区分の再編や、TOPIX(東証株価指数)の見直しといった市場構造改革に加え、先般の東京証券取引所のシステム障害に関して再発防止策の策定を通じたシステムの強靱性の向上にも同時に取り組んでいくことが求められる。

* * *

冒頭で述べたように「日本市場をアジアの金融センターにする」という構想は30年来のものであり、取り組みはその都度行われてきた。一方で、英語による行政対応や生活環境の不十分さ、税金の高さ、専門人材の層の薄さといった日本の弱みの指摘について既視感を覚えることも事実である。現在のコロナ禍を含めた国際経済社会の情勢の変化を捉え、さまざまな分野で大胆な改革が行われようとしているが、経済の血液とも称される金融分野においても、上述のような改革を、掛け声だけではなく、具体的な施策を実行して成果に結び付けていくことが重要と考えている。

もともと、30年来の課題ということは、この課題が極めてチャレンジングなものであることの証左である。官民のさまざまな関係者のご理解・ご協力を得ながら一体となって取り組まなければ十分な成果は得られないと考えている。各省庁をはじめ、関係者のご協力・ご知見を得ながら不断に改善を行うことで、国際金融センターとしての機能の確立に取り組んでいく。

井藤 英樹(いとう ひでき)

88年東京大学法学部卒、大蔵省入省。18年総合政策局審議官、20年7月から現職。金融庁全体の横断的な政策立案に携わる。